

● 災害多発は『11時台』！ 昼前作業にご用心！！

～ 出雲労基署の時間帯別の労働災害発生状況について ～



このたび、出雲労基署では管内で発生した休業4日以上¹の労働災害について、業種や事故の型、その他被災者の属性などに応じた時間帯別の発生状況を調査し取りまとめを行いました。

勝手なイメージでは、まだまだ眠たい朝一番の時間帯、ちょっと疲れてきた終業前（夕方）の時間帯に労働災害が多そうな気がしていましたが、調べてみた結果、**実は出雲署管内で最も労働災害が起こっている時間帯は『11時台』**ということがわかりました。

1日の中でも作業内容や忙しさは常に変動しますが、過去の災害発生状況を参考に、作業の間に安全意識を高める時間帯を設けていただくと災害減少の一助となるかもしれません。

その他、本調査結果の概要・ポイントは以下のとおりです。（文字ばかりで恐縮です、...）

1 全災害における時間帯別の災害発生状況について

- ① 全労働災害、死亡災害ともに午前11時台の災害発生件数が特に多い。
- ② 11時台（昼直前）の労働災害発生件数は、13時台（昼直後）の件数より約60%多い。
- ③ 11時台、13時台は労働災害が死亡事案となる割合が他の時間帯の約1.5倍となっている。
- ④ 日中午前（8時台～11時台）の労働災害発生件数は、日中午後（13時台～16時台）の件数に比べて約17%多い。
- ⑤ 男女別では、男性の労働災害が11時台に最も多いのに対して、女性は10時台が最も多い。



2 時間帯別の災害発生状況について（業種別の傾向）

- ① 製造業では11時台の災害発生件数が特に多く、16時台の件数もこれに迫る状況である。
- ② 建設業では午前中の災害発生が多い状況が顕著であり、その中でも9時台の件数が最も多い。
- ③ 運送業では10時～11時台の災害発生件数が特に多い状況となっている。
また、全業種における災害発生状況と比較して、夜間・深夜時間帯の災害発生割合が高い。
- ④ 商業（小売・卸売業など）では、日中は時間帯による顕著な差は見られないものの、全業種における災害発生状況と比較して、午前3時～5時台の早朝時間帯の災害発生割合が高い。
- ⑤ 接客娯楽業（飲食店など）では、10時台、14時台の災害発生件数が多いほか、全業種の状況と比較して、18時～23時台の夜間時間帯の災害発生割合が高い。
- ⑥ 保健福祉業では、10時台の災害発生件数が最も多い。また、全業種の状況と比較して、6時～7時台、19時台の災害発生割合が特に高い状況である。



3 時間帯別の災害発生状況について（事故の型別、その他の傾向）

- ① 墜落・転落災害は午前中の特に9時、11時台に多く発生している。
- ② 転倒災害は比較的午前中に多く発生しており、中でも8時台の発生が最も多い。
- ③ 交通事故による災害は11時台に特に多いほか、全業種における災害発生状況と比較して、午前3時～5時台の早朝時間帯の災害発生割合が高い。
- ④ 経験年数別では、経験年数が30年超の者について特に午前中の災害が多い状況が認められる。





● 令和6年4月から雇用契約締結時の労働条件明示のルールが変わります！

労働基準法施行規則の改正により、令和6年4月1日からは、従来からの労働条件通知項目に加えて、①就業場所・業務の変更の範囲（今後の見込みを含む）、有期労働契約の場合には②更新上限の有無と内容、③無期転換の申込機会＋無期転換後の労働条件 を通知する必要があります。

いずれも書面での必須通知項目となります。社内様式の改正など早めの対応をお願いします。



★「労働条件明示のルール変更」に関する資料はこちらから入手できます！ ⇒

● 出雲労働基準監督署からのお知らせとお願いについて



その1 年度末・年度初めの届出等の早期提出に向けた協力依頼について

例年、年度末・年度初めは36協定などの労務関係の届出が集中する傾向にあります。

労働基準監督署では可能な限り速やかな審査に努めていますが、特に年度を跨ぐ前後2週間程度の時期は受付業務が滞る状態となり、控え等をお返しするまでに一定の時間を頂戴することがあります。

各企業におかれましては、準備が整い次第、早めの届出等の提出にご協力をいただくようお願いいたします。

その2 36協定等への労働保険番号・法人番号等の記載について

令和6年4月1日以降の期間を対象とする36協定及び裁量労働制に係る届出・報告等については、法定様式上の労働保険番号、法人番号の記載欄への記入が必須となります（番号がない場合は不要）。

未記入の場合は、その場で記入いただくか、後日確認させていただきますので予めご了解願います。

● 今月の安全衛生委員会の小ネタ



☆安全衛生教育促進運動について☆

令和5年12月1日～令和6年4月30日の間で「安全衛生教育促進運動」（主唱者：中央労働災害防止協会、後援：厚生労働省）が実施されています。

令和5年度の運動標語は『正しい知識で 職場を安全・健康に！』となっています。

年度末・年度初めの期間には、労働者の出入りも多くなり、新入社員への雇い入れ時教育だけでなく、配置転換等により新規に危険有害業務等に従事する社員への教育・訓練も必要となります。

早い時期から次年度の教育計画を策定し、着実な安全衛生教育の実施につなげましょう！

★「安全衛生教育促進運動」の詳細・資料はこちらから ⇒

（中災防HP トップページ上の「安全衛生教育促進運動」のバナーをクリック）



編集後記

今月号のメインピックは「管内の災害発生傾向を調べてみた」シリーズです。（続くかどうか不明）

今回は「時間帯」をテーマにしてみました。調べて見ると災害発生状況は決してフラットなものではなく、業種や事故の型、その他属性に応じて様々な特徴があることが分かります。

なぜそうなるのか？…には様々な要因が絡むので、答えは一つではありませんが、職場内の実態に落とし込んで「なぜ？」を考えてみると、意外な危険要因に気づくことができるかもしれません。ともあれ、まずは「お互い元気に昼飯食べようぜ！」をスローガンに、昼前作業の注意喚起を図ってみてはいかがでしょうか？